

- 日時 令和5年（2023年）5月25日（木） 18:15～20:30
- 場所 鎌倉市役所 講堂
- 出席委員 原田委員長、土屋副委員長、東樹委員、中井委員、西畑委員、曾根委員、水澤委員、山口委員、加茂委員（以上委員9名出席）
- 事務局 市民防災部：永野部長、瀧澤次長、大崎課長補佐、本多、小池
- 傍聴者 なし

## 開会

### 1 委員長及び副委員長の選出について

意見が出なかったため事務局から案を提案し、委員長に原田委員、副委員長に土屋委員が選任された。

### 2 【報告事項】重点施策の進捗状況

事務局から、資料1-1～1-3に基づいて説明。

### 3 【議題】

#### （1）エール事業協働コースの見直し、基金の使途・新コースについて

事務局から、資料2-1（1）及び資料2-1（2）に基づき説明。

（委員長）見直し案では、協働コースが3事業から1事業になる代わりに事業の期間を1年間から3年間継続可能にするというもので、基金を活用した新コース案については50万円×2事業もしくは30万円×3事業でどうかというものである。全体の事業の総数は変わらないか一つ増えるかという内容となっている。協働コースと同じ50万円とすれば、2事業となるため、コースの数は変わらないという理解となる。

（委員）協働コースの資金源は市の予算で、新コース案についてはエール基金を充てるという解釈でよろしいか。

（事務局）正しい。

（委員長）市はこれを債務負担行為として処理するのか。

（事務局）そういった手法も一つではあるが、市の制度上の問題もあるため、検討の余地がある部分である。

（委員）つながる鎌倉エール事業として整備される前の、相互提案協働事業の制度にて、自らの団体が市と協働事業を実施した経験からの意見として述べる。

新コース案は、客観的に見ると助成金にしか見えない制度である。単なる助成金を新たなコースとして命名する必要があるのかという疑問がある。

協働コースの見直し案の長期化については理解できる。協働事業として市からの補助金が支給されるのは早くても6月頃であることが多い。団体としてはその2か月間の費用は一時的に持ち出しで対応することになるが、長期的な協働事業であれば、団体の負担は最初の2か月だけで済むことになり、安定した運営も望める。

一方で、協働コースの見直し案の事業数や、新コースの事業数の合計となる「3」という数字

にこだわる必要があるのかは疑問である。行政との協働事業においては、事業実施中における内容が悪くても、事業終了後に実績を良く見せるといったことが往々にして起こっている。これでは団体の成長に繋がらないだけでなく、行政の担当課としても協働そのものを負担に思うということにつながってしまう。

このため、協働コースの見直し案と新コースの事業の合計数の「3」ということにこだわる必要は無いのではないかと思う。財源は市民の税金や基金となるので、事業の数にこだわる必要は無いと思う。

(委員長) 使用できる基金の額は限られていて、その額の中で使途を探っている。数にこだわらないというのはどのような趣旨か。

(委員) 最大の事業数に関しては良いと思うが、その年度に達成したい事業数を満たすために、制度に見合わない事業を採択する必要があるのかという意味である。増やしてほしいという意味ではない。

(委員長) 相応しい事業が1件しかない場合は1件のみ採択されるというものか。

(事務局) そうである。昨年度のスタートアップコースにおいては、10万円×5事業で募集を行い、応募数6件に対し、審査に進んだのが5件であり、そのうち3件が採択された。5事業全てを満たすように採択するというものではなく、基準点を設けており、その基準を超えなければ0件ということもあり得る。新コースについても、推進委員会の選考部会での審査を行うため、基準を超えたもののみが採択される。このため、市として既定の事業数を満たしたいという意図はない。

(委員) 予算上の上限として設けられた事業数という意味である。

(委員長) 新コースについては、1件あたりどの程度まで額を増やせるのかという議論を昨年度まで行っていた。現状の基金のパイから考えると、1年あたり100万円の支出が限界だろうということで、この案となっている。

最初の質問で、助成金のように見えるというのは、助成金が問題だという趣旨か。

(委員) そうではない。コースとして命名されることに違和感があり、そうであれば助成金として設けられている方が分かりやすいという意味である。

現行のスタートアップコースと協働コースの中間に位置する制度であることはよく分かる。

今年度協働コースに採択された団体が行っている事業は、市民活動を行っている地域の自治会町内会の方にまだ浸透していない。そうした状況の中、市と一緒に事業を行っているということで周囲からは信頼が得られ、活動が広がっていくと考えている。

新コースの事業が地域で行われ、様々な団体と協力していきたいとなった際に、その事業を実施する団体が縋るものが無く、困ってしまうこともあるか考える。

鎌倉の市民活動は発展しているとは思いますが、それはごく一部の団体に限られており、協働の趣旨を理解していない団体も多く存在するため、団体に対しても一から協働の説明が必要な場面も多々あるのが現状である。新コースを設けることは良いと思うが、自らがどのような立ち位置で、どのような事業をするのかということについて団体自身が説明できる制度にしなくてはならないと思う。

こうした点から、通常の補助金と、新コースとして設置されるものにどのような違いがあるのかと思った。

(委員) 新コースを含めると、つながる鎌倉エール事業に3つのコースが設けられているもの。

(委員長) 協働コースの趣旨は、行政とともに作り上げていくものというもので、見直し案ではこの

採択事業数を減らし、年数を3年間にするというもの。

(委員) そうして、エール事業を持ってくると。

(委員) この内容すべてがエール事業となっている。

(委員長) 行政との関わりを密にしながら事業を行っていくのが協働コースであり、自主的に実施している事業に対し、基金を活用しながら団体の成長にも使っていただくという趣旨が新コース案となっている。新コースについては、必要な審査や報告を貰うことはあっても、基本的には自力で事業を行っていくもので、団体の活動を下支えするという趣旨であるため、他の二つのコースの性格はかなり異なる。

(委員) どのようなことが疑問となっているか。

(委員) エール事業には、スタートアップコースと協働コースがあるが、今回の見直し案は、協働コースを3事業から1事業にすることによって減ってしまう2事業分について、新コースで賄おうという認識でよいか。

(委員長) そうである。

(委員) 新コースの趣旨としては、行政との協働はしないが、ある程度自立した団体に対して、補助金のような形で支援を行っていくというもの。

(委員) 審査が通ればそうなる。

(委員) そこで疑問に思うのが、スタートアップコースは事業を立ち上げたばかりの団体を支援していく制度であり、協働コースは行政と力を合わせて地域の課題を解決していこうとする制度であるが、新コースについては、その二つとは外れた曖昧な立ち位置の制度であるように思う。

(委員長) 新コースは協働の先にあるものではない。

(委員) 新コースはそのどちらにも当てはまらない事業のためにということか。

(委員) 協働しなくても団体は活動を行うものであるため、必ずしも協働が必要でない団体に対しての制度となっている。

(委員長) 新コースの目的を地域社会・課題解決としているため、事業の対象は他の二つのコースと比較して最も広いものとなっている。このため、団体にとっては提案しやすい制度になっていると思われるが。

(委員) 他自治体にも様々な補助金や助成金があると思うが、もし私自身の団体がこの新コースに応募しようとしたとき、他の補助金との違いが分からないという疑問がある。

(委員長) 豊富なサポートの仕組みがあることは良いことだと思う。他の自治体などの補助制度との重複は良くないというお考えか。

(委員) 良くないというわけではないが。

(委員) 同様のことを思っており、協働コースの行く末が示されていないことが大きなリスクだと思う。行政が、協働している団体から事業を奪うこともあれば、団体側に全て押し付けてしまこともある。この行く末が示されていない。

また、新コースについて、「(仮) 地域社会・課題解決コース」というのは、団体自身が社会的な課題を抱えることになると思う。その課題こそ、協働に近い形で行政による橋渡しの役割が必要と考えるが、新コースの案にはそれが示されていないと思った。

(委員長) 協働の行く末のイメージとはどのようなものか。協働では、団体と行政がコラボレーションしてお互いが気づきを得たり、解決策を考えたり、分からないことが分かったりということが期待されるが、これは予測不能なこともある。行く末というのは具体的にどのようなものか。

- (委員) 例えば、生活困窮の方々へ食糧支援を行うとき、重い課題のある方に対しては継続した支援が必要となる。継続した対応が必要となったとき、団体がそのような問題を抱えきれないということになる恐れを孕んでいる。
- (委員) どちらのコースの話か。
- (委員) 新コースについて。
- (委員) 新コースが実際に動き出すと、そういった恐れがあるかもしれないと。
- (委員) スタートアップや協働コースに当てはまらないものの、団体としては地域の社会課題を解決しようとして応募してくることになると思う。補助金を受け取り、実際に解決することができればよいが、継続が必要となった際の出口が見えてこないと考える。
- (委員) 団体に依存してくる人も必ずでてくる。それを切るわけにもいかない。
- (委員) スタートアップコースはこれから活動を始める団体であるし、協働コースの場合は課題が見えたときに行政と一緒に考えて継続して対応することができるという安心感があるが、新コースは行政と協働する形式ではないため、事業の中で課題が発生したときに、どのようにそれを乗り越えるかという問題がある。
- (委員) 協働コースに応募すればよいのでは。
- (委員) 新コースとして一年間実施した場合に課題が見えたとき、団体がどのように対応すべきか分からなくなってしまうというもの。そうした課題が見えたときにどうしたらよいかというもの。
- (委員長) 市民活動は行政に関係なく自分たちで課題意識をもって行うものであるため、例えば、あまりにもニーズが多くて難しければその対応をセーブするといったことや、別の制度を活用して資金を獲得するなど、行政とは関係の無い部分である。
- (委員) もしその課題を解決するにあたって必要であれば行政と連携すればよい。
- (委員) 協働コースに応募しなくても行政との協働は可能である。であれば、団体として提言していくという作業が必要になってくるものである。このため、新コースや協働コースの中で、必ずしも団体の次の行動を決める必要は無いものであり、決めてしまうことによって団体の主体性を失わせてしまうことにもつながりかねない。市民活動だからこそその自由な取組ができなくなってしまうことになるので、この制度の中で制限はしないほうがよいと考える。
- (委員) 大変なことになってしまうと思う。リスクがあるということを議事録に残してほしい。
- (委員) リスクとはどのような意味か。
- (委員) 団体が地域社会の解決という取組を行うと、補助金をもらっている団体は依存されてしまうと考え。
- (委員長) 補助金のために事業を実施するというよりは、そもそも団体が行っている事業に対して、一つの財源として。
- (委員) 補助金をもらっている団体であるとして、依存されてしまう。
- (委員) 誰に依存されるのか。
- (委員) 市中の困っている人たちから。
- (委員) もう少し具体的に分かりやすく言っていただけると。
- (委員) 例えば、貧困の方々に助けたいという活動があったとすると、貧困の方が団体に依存してしまうという状況が継続してしまうことが考えられる。
- (委員) 団体は貧困の方々の自立支援を行うと思うが。
- (委員) 貧困の場合であれば、それに対応した行政の窓口につなげられるように導かなければ、団体

が瓦解してしまうのではないか。

(委員) 力のある団体は行政を上手く使える。それは行政の外側にいるためである。行政の職員は2、3年で変わっていくことが多いため、NPOの方がより詳しい情報を持っていることもある。このため、自立している団体はこうしたノウハウがあると思うが。

(委員) 社会課題は少しずつ重くなっている傾向にあるため、この制度の懸念事項として必ず忘れないでいたほうがよい。

(委員) ご指摘の点についてなかなか理解できず申し訳ないが、議事録がどうという前に、我々は市民委員として参加しているため、分かりやすい発言と理解を求めなければならないと思う。いろいろなご経験からの発言だと思うので、大変貴重でぜひ拝聴したいと思うが、委員会を前向きに進めるためには、この方が良いとかこうしたらどうかという意見をいただいたほうがよろしいのではないかと思う。

(委員) こうしたリスクを抱えたときに、行政が協力するといった内容について行政の中で合意が取れていればよい。

(委員) それはNPOではないのではないか。

(委員長) 就労支援、学習支援や子ども食堂の活動をしている学生の団体もあるが、活動をどのように維持していくかという問題は、当事者であるその団体の構成員が考えるべき問題であり、どうしても維持できない場合はやめるという選択や、制限するといったこともある中で、様々な補助金に申請するといったことも考えられる。団体自身が活動の維持のために考えること自体は大事なことである。その問題を行政に相談することも考えられるが、あくまでも組織の責任として実施すべきことであって、自分たちで何かができるという団体に対しての支援がエール事業の目的とするところである。事業がうまくいかなかったときに、行政がどのように責任をとるかといった話とは少し異なる。

(委員) 自身の経験から言うと、協働事業の際は困っているときに相談相手がいることで安心できた。このため新コースでも、1年の事業の中で、その目的を達成するために行政に相談することができればいいと思っている。設立4年以上という条件ではあるが、行政に疎い団体もたくさん応募することができる制度となっている。こうしたときに行政が相談を受けてくれると良いと考えている。その仕組みが無い状態であると、お金を目的に応募する団体が増えてしまうことを懸念している。曖昧な応募条件は応募する際には魅力的だが、単なる補助金と考えて応募してくる団体が増えてしまわないか。

(委員長) 昨年度までの意見としては、そうした制度でよいのではないかと考えている。どのような事業でも、この新コースの金額だけでは成り立つものではなく、様々な手を打って資金を集める必要がある。新コースはそのうちのひとつとして活用いただければ十分と考えている。

(委員) 大きな財団への応募は躊躇したとしても、まずは身近な助成金から申請し、これをステップに次の段階に行くというもので良いと考えている。この制度をステップにしてもらいたいというのが昨年度までの委員会の議論であった。

(委員長) ほかの財団の要綱も、採択された団体が都度プログラムオフィサーに相談するといったことはせずに、団体自身で活動している。そうした制度でよいのではないかと考えている。

(委員) 仮称の名称で課題解決としてしまっていることで混乱しているのかもしれない。

(委員) 昨年度までの経過を知らなかった。基金を使うという性質もあるため、しっかりとした事業に使ってほしいという思いがある。

(委員長) 使い勝手の良い制度であるべきと思う。仮称ではあるが、地域社会・課題解決コースとしてしまうと、1年間で課題を解決することが求められるように見えてしまう。

(委員) 最初の質問の趣旨としては、自分で解決できない問題に直面し、それが簡単に乗り越えられないものだった場合はどうなるのかというものであった。

他にも社協の補助金などもあるが、補助金を得た事業の実績の報告は行うので、コースとして命名されているものと補助金との違いがよく分からなかった。

(委員) 名称は柔和なものが良いかもしれない。

(委員長) この制度の趣旨としては、これから活動を始めようとする団体というよりは、むしろある程度自立している団体が、活動の一部を強化するといったことに使っていただくイメージだと思う。

(委員) 選考委員会に何度か入っていると分かるが、委員の皆様はそれぞれの価値判断を持っていらっしゃるので、こんな団体には渡せないという内容は大抵落選している。その辺りは出席されると分かると思う。

制度としては委員長がおっしゃるように、ある程度自由に応募できる制度にした上で、他の財団の補助金と同様に、相談に対応していく趣旨の制度ではないというのが正直なところ。

(委員長) 縛りを減らしてある程度自由に使える制度である方が、団体にとっては使いやすいものになるという意見。

(委員) 協働にそぐわない事業となったものについて、団体が自ら実施し、実績をつくることで行政を巻き込む切っ掛けをつくるコースとしていくと楽しいものになるかもしれない。

(委員) 実績をつくっておいて、協働を始める際の根拠となるツールになるかもしれない。協働は必ずしも行政とだけ行うわけではなく、企業や様々な団体と行うことができるものであるため、団体自身の実績づくりに役立つ制度になればという思いを込めて昨年度から検討してきているところ。

(委員) 想像よりライトに使えるということが分かった。冒頭に質問した、協働が最終的にどのような姿を目指しているのかということをお聞きしたい。協働事業を10年行う制度なのか、どのようなイメージなのか。

(委員長) この見直し案では3年間となっている。

(委員) 4年目に入るかどうかはニーズかなにかを集計するのか。

(委員長) まずは団体が継続させたいか否かの意思があり、次にパートナーとなる担当課が合意したら予算要求していくことになるだろう。

(委員) その後は協働という形となるのか。

(委員長) 継続という形となる。

(委員) 3年目で終了することも可能。

(委員長) 協働することで、分かり合えないことが分かるといった気づきも得られるかもしれない、協働の着地点は様々あると思う。団体それぞれの協働の進め方があるため、特に定めはない。

(委員) 特に定めてないということが聞けたのでありがたい。

(委員) 協働コースの見直し案の中で、3年間の期間があり、2年目で継続するかの合意とあるが、自動的に2年間実施せずに、1年毎に見直しをした上で進むという認識で良いか。

(事務局) そうである。団体と担当課の話し合いをした上で進むことになる。制度としては3年間事業ができるような予算の担保を行うが、1年で終わることもあるかもしれない。逆に、4年目

以降に市の事業として実施すべきものとして、担当課が予算を要求していくといったことも考えられる。予算上のことを言うと、新規事業として 50 万円の予算を取るとするのは非常にハードルの高いものだが、3 年間は事業の担当課ではなく地域のつながり課の予算として担保することから、担当課としては予算上の苦勞をする必要がないというのが大きなメリットである。地域のつながり課で確保できている予算の上限が 150 万円ということもあるため、3 年間という設定としている。

(委員長) 担当課が予算化するのが通常であるが、事業に関わらず、事業担当課ではない地域のつながり課が複数年度の予算を確保するというのは、地味ではあるものの例は少ない制度である。

(事務局) 市の中でもエール事業というのは重点事業に設定されているもので、市として重きを置いている事業である。協働コースの 150 万円と、スタートアップコースの 50 万円の合計 200 万円は、エール事業の重点事業として割り当てられている予算となるため、この議論が可能となっている。

(委員) 協働コースの見直し案の制度の内容について、協働事業を継続するかという最後の判断が行政になっているかと思う。最終的な判断を行うにあたって、一年毎に成果の報告を行うという話が挙がっていたが、最終的な判断を行政に任せるだけでなく、担当課の所属部長が出席するような形で両者が協議し、合意の上で決定していく形式が望ましいと思う。今後の制度設計の中で工夫していただきたい。

(委員長) 確かに最終的な決定を役所のみで行うことは、団体側は厳しい立場に置かれるかと思われる。最終的に協議して、合意の上で決めるといった制度にしていきたい。

(委員) 行政側と団体側の協議の場は必要だと思うので、是非その場に第三者の評価者の目があるとよい。特に最終年度に関しては協働事業の評価を行うことができるようにすべき。

(委員) その際にこの委員会が携わることはできるのか。

(委員) 是非そうしたいというのが、制度設計のときからの想いとしてある。

(委員長) その辺りについて、事務局でも検討をしていただきたい。

(事務局) 行政側の判断のみという場合には、職員の協働に対する意識の低さから継続しないという結論になる可能性がある。制度の設立から団体の選考まで委員の皆様の協議を経ているので、委員の全員は難しいかもしれないが、担当課・団体・委員という三者で同じテーブルに着くという時間は必要だと思う。その結果どこまで合意できるかという問題はあっても、この点も踏まえた制度設計を行いたいと思う。

(委員) 選考する立場からしても、選考時に良い事業と判断したものが本当に良いものだったかを確認する場というのは大事である。担当課としても、事業を継続しないという判断をする際に公平性をもって断ることができるという観点からも、三者の協議の場を設けるべきと考える。

(委員長) 例えば事業内容が酷いものだったときに、団体側から継続を求められても、その必要はないと言ってくれる立場の人が必要となるかもしれない。

(委員) 団体が協働を継続したいと思ったときに、団体自身の評価だけでなく、第三者の評価もあつて市民に対しても説明できるようになると思う。

(委員) 過去にも同じような議論をしていたかもしれない。

(委員) 選考して終わりというは良くない。

(委員長) 事務局にはその辺りの検討をお願いしたい。

(委員) 協働コースの見直し案に関しての事務局の説明の中で、財源として基金を使うという案もあ

ったかと思うが、事業計画によって、初年度に多くの資金を使いたいという内容もあるかと思う。このような場合には、基金を財源とする方が臨機応変な対応が可能か。

(委員長) 例えば、1年目は30万円で、2年目に70万円など。

(委員) そう。初年度に投資が必要といった事業について。

(委員) 往々にして事業には初期投資が最も高額になるもの。

(委員) おっしゃるとおりだと思う。しかし、行政の立場からすると、協働事業に踏み込む労力や団体への信頼感などが不安定な中でも協働事業を開始するとき、3年間ありきで予算を組まれるよりは、事業内容や団体が酷いものであったときに1年で終了することもできるという出口があることはメリットである。

一方で、自身が市民活動を行っているという立場からすると、柔軟に補助額を変更してもらえんということは大きな魅力となるので、何かの条件付で年間50万円を超える支出を可能にできるという制度であると素晴らしいが、難しい側面も理解できる。

(委員長) 確かに、3年間を確約された形であると行政としても厳しい側面がある。しかし、傾斜配分は団体にとって使い勝手が良い。事務局として検討の余地はあるか。

(事務局) 事務局内でも、この見直し案を示すにあたって同様の議論があった。現行の制度が年間50万円ということから鑑みて、支出可能な制度としての案として今回お示ししているが、庁内の関連部署との協議も進めつつ、検討していきたい。

(委員) 1年目は50万円まででも、2、3年目は柔軟な支出が可能といった議論もあるかもしれない。

(委員) 資料2-1(1)の協働コース見直し案の図式に、仮に令和6年度に審査選考が始まった場合は令和9年度には3団体が並行すると思うが、もし今の議論のように支出に変動があったときはどのようなことになるのか疑問に思った。

(事務局) 例えば、令和9年度に事業を実施する3つの団体のうち、2つの団体はその年に受け取る金額が50万円であるのに対し、令和9年度から始める団体が100万円を受け取りたいとなったとき、令和9年度の合計の支出額は200万円となってしまう、現在の支出可能な年間150万円という枠を超えてしまうが、問題ないのかというご質問。

初年度に前倒しで支出することについて、市としてそれがどこまで可能かということは、庁内の関連部署と検討していく。

(委員) もしこれが可能なら、初期投資がかかる初年度に補助を多く受けようとするだろう。

(委員) 行政はどうしても単年度で予算を考えなくてはならないという原則があるため、融通の利かない部分があるのは仕方ない部分もある。

(委員長) この点も含めた検討をお願いしたい。

## (2) 委託ガイドラインについての報告

事務局から、資料2-2(1)及び資料2-2(2)に基づき説明。

(委員) 「市民活動団体等」の定義を伺いたい。

(事務局) NPO団体、任意団体、一般社団法人、一般財団法人などの諸々の団体を含めて市民活動団体等と括っている。

(委員) アンケートを行うにあたっての市民活動団体等の定義はどのようなものだったか。

(事務局) 定義は定めずにアンケートを行った。



(委員) 各課の判断で市民活動団体と思われるものを記載しているということか。

(事務局) その通りである。

(委員) 最長で59年というものがあつたので気になった。

(事務局) その団体については、一般社団法人であつた。

(委員長) 私も調べた2019年のデータによると、法人格別の契約では、NPO法人への委託は92件で、任意団体は68件、自治会町内会は5件であつた。92件という数字は委託全体の約1.6%しかなく、68件は全体の約1.2%となっている。圧倒的多数は営利法人が占めており、次いで公益法人は860件となっている。このため、非営利組織といつても、その組織が何かによって評価が変わってくる。

公益法人とは、医療法人や生活協同組合、社会福祉法人、公益財団法人といった組織で、金額は全体の約22%、件数は全体の14.8%であることから、福祉や保育といった分野が多いことが伺える。このことから、市民活動団体とは何かという定義が問われるだろう。

NPO法人と任意団体のうち、鎌倉を拠点として継続的な活動をしている団体というように、市民が立ち上げた団体ということを強調するという事も考えられる。

(委員) 鎌倉に引越しをしてきて市民活動センターなどに登録をした時にとても質が良いと感じた。前提として教えていただきたいのだが、委託にあたって選考などはされているのか。競争が無ければ質は良くなると思うのだが。

(事務局) 行政の契約の原則は入札で、例外として随意契約となっている。入札の場合は、予め行政が示す仕様書に対して提案のあつた事業者のうち、最も廉価な事業者と契約を締結するというものである。随意契約は入札を行わずに、その事業者としか契約できないという理由を細かく示した上での契約となる。

(委員) 入札や随契と、そのほかに選定委員会が開催されるものもあるかと思うが、それぞれの割合についてはどのようなものか。

(委員長) 2019年のデータでは、5829件の契約があり、その内訳は、一般競争入札・指名競争入札・随意契約であり、企画提案といったプロポーザルは随意契約に分類される。5829件の契約のうち随意契約は4658件であり、約8割が随意契約となっている。

件数が多い理由としては、消耗品の発注といった少額の物品の購入に関しても随意契約に分類されるためであり、入札の手続を経ることはコストがかかり非合理であるからである。

建前としては一般競争入札となっているが、実際には随意契約が多い。NPO団体との契約のほとんどが随意契約となっている。

(委員) 随意契約の中でプロポーザルの内訳は。

(委員長) 数件という単位だと思われる。プロポーザルも入札と同様に準備に時間的コストが非常に大きくかかるものであり、すぐに事業を始めることはできない。

随意契約の中でも、明確な根拠をもってNPO団体に委託を出すということが難しいというのが現状としてあるため、こうした条件であればNPOにも委託を出せるという方針を創っていかうという検討をしていきたいというのがこの議題となる。

(委員) 利用していて心地よいということに理由があると思っていたが、随意契約の中で努力されているという事が分かつた。

(委員) 私の所属団体は委託に関して費用をいただけていないので、「なし」に分類されるものだと思う。この制度が確立されて鎌倉らしさにつながればよいと思う。

委託先として様々な事業者がいるが、どの年代層がそれぞれに関わっているのかということについて気になった。例えば、最近では若年層の方も市民活動に参画してくれる機会が増えたと思うが、そうした状況の中で将来を見据えたとき、志のある、社会に出てからも活動をしたいという若者に委託できる制度であれば、鎌倉の良さを一段と引き出せるのではないかと考える。

(委員長) そうした事業者に委託を出せるという動機づけと仕組みを整備する必要があると良い。

(委員) 先ほどの市民活動団体等という定義が今後重要になってくると思うが、例えば、市内で活動をしているといったことを条件にした委託ガイドラインを設けている自治体の例はあるのか。

(委員長) 過去には北海道や大阪府の吹田市、宮城県の石巻市で整備されていたが、最近はそのような例は聞いていない。

なぜこのような委託ガイドラインを導入するのかという議論における最も大きなメリットとして、企業とNPOの事業の分野を棲み分けることによる企業への利益を期待できるという点にある。市民活動センターのような施設の運営を企業が担うとした場合は、現在よりも高価になってしまうことが予測される。逆に、比較的安価とされるNPOによる事業が、企業の土俵に無原則に参入することで全体の価格を下げる競争に向かってしまうことから、お互いの共存のためには分野に応じて仕切りを設けることが必要と考える。

また、地元で活動を行っている市民活動団体に委託をすることで、遠く離れた地域の事業者に委託するよりは地元経済を循環させることにもつながるというメリットがある。さらに、NPO団体が事業を担うことによって、企業が営利目的で事業を行うものとは異なるきめ細やかな対応も期待できる。ガイドラインを作成する際にはこの点を盛り込むことで、市民活動団体に委託しやすいものとなると良い。

20年程前に愛知県で実施していた内容としては、積算の根拠を添付させることをしていた。例えば、電話番号やコピー機の対応などの間接コストはNPOへの委託の場合には積算されることがほぼ無かったため、これを含めた積算を行うといった手法がとられていた。

(委員) 積算をしないというのはどういう意味か。

(委員長) 事業にかかる直接費のみを計上し、一般管理費を計上していない積算のこと。また、間接費にあたる人件費を最低賃金で積算しているといったことや、マネジメントを担当する人材と現場のスタッフが同じ単価で積算されているといったこともこれに類する。一般的な企業では賃金に傾斜が設けられているので、NPOも食べていくためにはお金が必要であるのだから、必要な分の予算を適正に確保すべきという内容を委託ガイドラインに盛り込めると良い。

(委員) 高齢で裕福な方の活動であれば、日中の余暇の時間に自らの資金を持ち出して事業を行うことも可能かもしれないが、働き世代は日中働いていることも多いため、市民活動の参加者の年齢に差が開いている。賃金の面を考慮したガイドラインとしていただきたい。

資料の話になるが、アンケートを取った際の市民活動団体等の設立年数のデータはあるか。

(事務局) 取っていない。

(委員) 入札等の基準として、団体の設立年数が一定の信頼を得るための基準となることがあるかもしれないと考えた。協働コースとも関連するが、委託の仕組みの中にも新しい団体が参入する余地があると、新陳代謝も促されてよいのではないかと思う。

(委員) 委託ガイドラインが整備されることによって、新規事業に市民活動団体等が参入しやすくなると思う。一方で、既に企業と契約を行っている事業を市民活動団体等への委託に転換するという事は非常に難しいだろう。市民活動団体に委託をすることによるメリットを示してい

かなければ、行政も動きづらいことが想像できる。

(事務局) 現段階では、そもそも行政がどのような市民活動団体があるかについて知らないという問題がある。これについては、団体の実績や活動内容をリスト化・可視化していくと、より良い制度になると考えている。どこまでできるかという事についてはこれからの検討になる。

(委員) 新規に団体が参入する機会があると良いと思う。例えば、5年毎に事業内容の見直しや選考を行うことで新規の参入機会を確保していくとともに、既存の事業者にとっても現在の事業内容を再確認することにつながるだろう。こうした機会を設けることで新陳代謝を促すこともできると良いが。

(委員) 入札を経て継続してきた事業の実績が示されていると、他の事業者にとっては次の入札に向けた準備ができるだろう。行政が何を求めている、何が現状の課題となっているかについて示すことができるようなガイドラインであれば、新規参入を促せると思う。

(委員) 委託ガイドラインは評価とセットになる仕組みとなると思う。何を評価するかというときに頻繁に揉める点として、行政の大切にしたいポイントと団体側が大切にしたいポイントが異なることである。団体側が努力して得た成果が行政にとっては重要ではないこともあるため、評価の検討も並行して進める必要がある。

(委員長) 委託ガイドラインが、単に大きな方針を示すものではなく、積極的に市民活動団体等を相手に委託していくという前提を打ち出した上で、委託した件数の数値目標ではないにしろ、委託の検討段階に上ったかということを集計していくことが、この仕組みそのものへの評価指標になるだろう。

ガイドライン策定に当たっては、市民活動団体が担う事業を想像しながら、目に見えにくい費用の算定という部分なども考慮して市の方針を示すようなことができると良い。SDGsを謳っていることから、地元の団体に積極的に委託しましょうといった方針があると良い。

(委員) 契約可能な市民活動団体をリスト化するという課題については、「横浜型地域貢献企業」の認定制度が参考になるかもしれない。認定にあたっては、事業の継続年数や地域への貢献、納税の確認など、様々な基準がある。さらに、外部評価委員による評価が必要であるといったこともあるので参考にしていきたい。

(委員長) 市としても、現在既にある市内優先発注の仕組みの応用について検討したいという話は聞いている。鎌倉版の社会的認証のような制度があっても良いかもしれない。

(委員) 認証のような制度があることによって、団体が自ら人材研修などを行うことで団体そのものの質が向上するかもしれない。

(委員長) 1号随契と呼ばれる少額の契約と、2号随契と呼ばれる入札に適合しない場合というものについて、この内容をガイドラインに明記できると、福井県鯖江市で事実上行ってはいらぬものの明記はされていない部分であるため、大きく前進する可能性がある。

#### 4 その他

(1) 市民活動センターの利用登録基準について

事務局から、資料3-1に基づき説明。

(委員長) 個人の利用を可能にするかという議論になる。

(委員) 現状では、「団体」であった場合に登録可能であると案内をしている。この「団体」とは、構成員が3人以上であることを求めているため、1人の場合にはこれを認めておらず、利用登録

を認めていない状況である。

この理由としては、センターの発足時からの経緯が引き継がれているものと推察され、団体の活動を支援するための施設であるという趣旨から始まっているため、「団体」を支援対象としてきている。

最近になり、一人でセミナーの開催や仲間の募集、事業を展開したいという方が現れてきた。しかし、現在はそうした方への基準がないため、この場で議論したいというものである。

他市の事例を見ていると、茅ヶ崎市では、「団体」の定義として構成員が3人以上であることとしているが、施設利用にあたっての予約のシステムが無いという特徴がある。利用登録の制度がある趣旨としては、情報の収集や広報の支援などが受けられる点にある。一方で藤沢の例では、一名であっても団体として認めている。このときの登録の要件としては、既に市民活動を行っていることや、団体や活動の名前を付けた上での登録を認めていると聞いている。

鎌倉市のセンターとしては、藤沢市のセンターの形式が馴染むものと考えている。なぜなら、個人名での利用登録となる場合、公益的な活動ではなく私益的な活動に利用される恐れがあり、その活動が本当に公益的な活動か否かということについて、活動の中身までセンターがチェックするという事は非常に難しいからである。

個人の利用登録を認める場合は、活動内容を精査するとともに、活動報告を求めることで確認を行っていくという手法をとる必要がある。

(委員長) 他の施設の状況も確認したいが、ボランティアセンターの利用登録ではどうか。

(委員) 社会福祉協議会の会議室はもともと市の所有という扱いであり、利用の受付を社協が担っている仕組みであるため、最終的な利用許可は市が行っている施設である。受付の際に確認する要件としては、福祉活動を行うこととしている。また、ボランティアセンターについては、ボランティアの連絡協議会に加入している団体が優先的に使用することができ、予約に空きがあれば他の団体も使用することが可能となっている。

(委員) 藤沢市では、藤沢市市民活動推進条例において、支援の対象に個人を含めていることを前提として、支援施設を利用できる人の要件を「公益的な市民活動を行っているか、これから行おうとしている市民活動団体または個人」として。このため、一人であってもこれから活動を始めたいという方や、これから活動を展開していこうという人もサポートしていく必要があるとして、団体名や事業計画・予算・会則等の資料を提出させた上で登録をしている。

また、藤沢市では「利用登録」とは別に「団体登録」という二種類の登録制度がある。単に印刷機を利用したい人は「利用登録」で、支援情報の提供を受けるとことや会議室の利用ができるのが「団体登録」となっている。

(委員長) 一名でも団体となることができるが、事業計画や予算を作成するという事は、容易に作成することもできないだろう。

(委員) 登録に際しては、その都度個人に対してヒアリングを1時間程度行うことになる。

(委員) いま鎌倉市で個人の活動を行いたいという方は、そのような事業計画を提出することはできるような方か。

(委員) 活動をこれから展開していきたいという意思はあると思うが、事業計画といったところは難しいかもしれない。

(委員長) 個人を団体として認めていく場合には、そうしたチェックが必要かもしれない。

(委員) 藤沢市や平塚市に、自身の所属団体として相談に伺ったことがある。平塚市では、登録団体

に関係なく声をかけてくれて、すぐに相談に乗ってくれたという経験がある。個人の登録にあたって事業計画を提出させるというお話があったが、鎌倉市は市民活動の発祥の地とも言えるので、鎌倉市においては、そうした個人の活動を育てるという視点を入れていただきたい。手間や時間はかかると思うが、それを実践しているのが平塚市である。

個人の利用登録が殺到してしまうようなことがあれば運用で対応しつつも、利用基準に個人を含め、先の藤沢市の例のように、利用登録と団体登録の別も分かりやすく取り入れやすいものだと思う。今は個人でも、今後複数人となって次につなげていくことは大切な姿勢だと思う。

(委員長) 今の話や先の藤沢市の例でいう「個人」とは、今は一人だけれども、今後は複数人で活動を行いたい方という解釈で良いか。

(委員) そう。

(委員長) 鎌倉のセンターに訪れている個人の方が、例えば一人で活動を行うことが主目的のような方であるときには今の話には当てはまらないか。

(委員) 今後は団体として活動をするつもりという個人の方の中には、周囲を巻き込んでいくことができない方もいるかもしれない。そういう方に対しては、市民活動を育てるという視点のもと、サポートしていく必要があるものだと思う。一方でやる気が無いにも関わらず登録のために偽っているということを見極めるためにも、センターとしてサポートができるの良い。

(委員) 一旦は受け入れるということになるのかもしれない。変な話ではあるが、鎌倉市市民活動センターに登録することを目的としている方がいることも事実としてある。

(委員) この話のように、「どこ出身でどこの団体に所属している」といったことを掲げる人を見ている。個人の利用登録や市民活動を育てるという観点では、こうしたアセスメントができる人材がセンターにいる必要がある。

(委員) 平塚市や藤沢市では温かく接してくれる人がいるということだが、センターのスタッフが相談を受けている経験からも、熱意のある個人か否かということは分かるものだろう。藤沢市などはそういった個人との相談を通じて良い方向に導くようにしているのか。

(委員) 藤沢にいた当時は、そうした個人の方とも一緒に歩いていくというスタンスで対応しており、スタッフにもそれを求めていた。

(委員長) 本日結論を出すわけではないが、登録にあたっては個人も広く認めた方が良いのではないかという意見が多かったと思う。

(委員) 自身が宇都宮大学教授の市民活動の始め方という講座を受けて市民活動を始めた身である。その講座では、3人で落ち葉掃きをしてお茶を飲めば、それは市民活動であるという内容であった。センターには最初の3人になるまでを是非支えてほしい。

また、資料3-1の利用登録基準案の4～6については、登録団体自身が、宗教活動でないこと、政治活動でないこと、選挙活動を行う団体ではないことを客観的に示すこともできるものであるため、大事な要素であると考えます。

大きな団体になったときにも再び相談することができるように、これから活動を始める人にとってハードルの低い施設であってほしい。

(委員長) 藤沢市の例を参考にしつつ検討いただきたいと思う。

資料3-1の利用登録基準案の5について、政治活動でないことという基準があるが、これは狭く捉えられるべきものである。市民活動は一定の主義主張はしなければならないことがある。また、ヨーロッパにおけるNPOの活動はキリスト教の倫理観に基づいて行われていることがほ

とんどである。教義を広めるという活動は異なるが、何らかの倫理観に基づく活動は多様性があるべきことなので、そうした解釈が必要である。

(委員) 所属している団体で「東京ボランティアレガシーネットワーク」というサイトを運営しており、企業や宗教団体もユーザー登録することができる。ただし、情報の投稿にあたって布教活動をしてはいけないといった、資料3-1の利用登録基準案と同じような項目が利用規約に定められている。あくまでもサイトであるため性質が異なるかもしれないが、バックグラウンドがどうであれ、公益的な非営利の活動を行うのであれば登録できても良いのではないかと思う。

(2) つながる鎌倉エール事業選考部会の選出について

事務局から、資料3-2に基づき説明。委員長が委員からの異議がないことを確認し、決定。

(委員) 協働コースの審査選考の日程は決まっているか。

(事務局) 未定だが、9月末の土日辺りで検討中である。

西畑委員はセンターで団体を支援する立場となるため、選考部会員とはしていない。